

兵庫県公立大学法人教員の任期に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下「法」という。)第5条第2項及び兵庫県公立大学法人教職員就業規程第3条第2項の規定に基づき、兵庫県公立大学法人(以下「法人」という。)の教員の任期に関して必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める職等)

第2条 法第4条第1項第1号の規定により、法人において任期を定めて雇用する教員の教育研究組織、職、任期として定める期間及び再任に関する事項は、別表1のとおりとする。

(同意)

第3条 雇用に際しては、同意書(別記様式)により、雇用される者の同意を得なければならない。

(公表)

第4条 この規程を制定又は改廃したときは、速やかに公表し、広く周知を図るものとする。

(定年)

第5条 労働契約法第18条の規定に基づき法人と任期を定めて雇用する教員との間の労働契約が期間の定めのない労働契約へ転換した場合における定年は、兵庫県公立大学法人教職員就業規程第22条の規定のとおりとし、定年に達した日以降における最初の3月31日をもって退職とする。ただし、当該定年退職日後に転換した場合は、転換時の年齢に1を加えた年齢を定年とし、この年齢に達した日以降における最初の3月31日をもって退職とする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行し、同日以降に雇用される者について適用する。

- 2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定、または兵庫県の変請により法人において任期を定めて雇用する教員となった者の労働契約法第18条の適用にあたっては、法人において任期を定めて雇用する教員となった日（以下「承継日」）の前日以前の兵庫県による任用期間を通算し、また、承継日の前日において兵庫県との任期に残存期間がある場合は、当該残存期間を含む任用期間は承継日を含む労働契約と一体のものとみなす。
- 3 別表1および別表2における任期および再任の場合の任期については、当該別表1および別表2記載の期間に関わらず、職員就業規程第22条の規定における定年年齢に達した日以降における最初の3月31日を限度とする。

附 則（平成26年3月31日改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日改正）

- 1 この規程は平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規定に基づき理事会の議を経たものについては、その結果に基づき学長が申し出るものとする。

附 則（令和3年3月31日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第2条第1項関係)

教育研究組織	職	任期	任期の起算日	再任に関する事項
全学部、緑環境景観マネジメント研究科、地域資源マネジメント研究科及び減災復興政策研究科を除く全研究科並びに自然・環境科学研究所及び地域ケア開発研究所を除く全研究所	助教 助手	5年	任期を定めて雇用する日	<ol style="list-style-type: none"> 1 学長の申出に基づき、理事長が再任を認めることができる。 2 再任の場合の任期は5年とする。 3 再任は原則1回とするが、特別の事情があると認められる場合は、学長の申出に基づき、理事長が再々任を認めることができる。 4 1及び3に規定する学長の申出は、兵庫県公立大学法人組織規程(平成25年法人規程第1号。以下「組織規程」という。)第8条に規定する人事委員会(以下「人事委員会」という。)の審査結果に基づき行う。
緑環境景観マネジメント研究科、地域資源マネジメント研究科、減災復興政策研究科、自然・環境科学研究所、地域ケア開発研究所及び全機構	教授 准教授 講師	5年	同上	<ol style="list-style-type: none"> 1 学長の申出に基づき、理事長が再任を認めることができる。 2 再任の場合の任期は5年とする。 3 1に規定する学長の申出は、人事委員会の審査結果に基づき行う。
	助教 助手	5年	同上	<ol style="list-style-type: none"> 1 学長の申出に基づき、理事長が再任を認めることができる。 2 再任の場合の任期は5年とする。 3 再任は原則1回とするが、特別の事情があると認められる場合は、学長の申出に基づき、理事長が再々任を認めることができる。 4 1及び3に規定する学長の申出は、人事委員会の審査結果に基づき行う。